

第1部 ごみ処理基本計画

1 計画策定の趣旨

本市では、平成11（1999）年2月の「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を達成する原動力となった市民・事業者との協働をベースに、3 R（「発生抑制（リデュース）」「再使用（リユース）」「再生利用（リサイクル）」）の取り組みを推進するため、平成28（2016）年3月に「名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「5次計画」という。）を策定しました。

5次計画策定以降、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）、令和4（2022）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されるとともに、「2050年カーボンニュートラル」に向けた地球温暖化対策の一つとして、3 R + Renewable（再生可能資源への代替）をはじめとする循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が位置づけられるなど、ごみ処理・資源化を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、本市の人口も減少局面を迎えており、少子化・高齢化の進行に伴う人口構造の変化、自然災害への対応などが引き続き求められているほか、新型コロナウイルス感染症の長期化・深刻化がもたらした人々の暮らし・働き方・価値観の変化、デジタル化や脱炭素化に向けた世界的な動きの加速など多様化・複雑化する社会経済情勢の変化に的確に対応していくことが求められています。

環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」では、「目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。」とされており、5次計画は策定から8年が経過しています。

この間、ごみ非常事態宣言から20年以上が経過し、少子化・高齢化の進行、外国人住民の増加やごみ処理量が横ばいの状況などを踏まえ、ごみ・資源の排出が困難な方への支援や「分かりやすい・分けやすい」区分による分別収集の実施などの取り組みを行ってきましたが、今後も社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくことが必要です。

そこで、全国の高齢人口がピークを迎える令和22（2040）年頃を見据え、『「もったいない」のその一歩先へ』を合言葉に、持続可能な循環型都市なごやの実現に向け、これまでの取り組みから一歩踏み込んだ施策を総合的かつ計画的に推進していくため、このたび5次計画を改定し、「名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「6次計画」という。）を策定しました。

1990年代、本市のごみ処理量は一貫して右肩上がりが増え続け、平成10（1998）年度には年間100万トンに迫り、焼却・埋立の両面で処理能力の限界を迎えつつありました。

本市は、藤前干潟に次の埋立処分場を建設する計画を進めていましたが、藤前干潟が渡り鳥の重要な飛来地であったため埋立反対の声が高まり、「市民生活が大切か、渡り鳥が大切か」悩み抜いた末、「市民生活も渡り鳥も、どちらも大切」として藤前干潟の埋立計画を中止し、大幅にごみを減らすことを呼びかけるごみ非常事態宣言を発表しました。

ごみ非常事態宣言後は、市民・事業者との協働のもと、プラスチック製容器包装、紙製容器包装などの新たな資源収集をはじめ、様々な施策を矢継ぎ早に実施し、平成12（2000）年度のごみ処理量は76.5万トンと、ごみ非常事態宣言に掲げた目標を達成することができました。

【ごみ非常事態宣言発表の経緯】

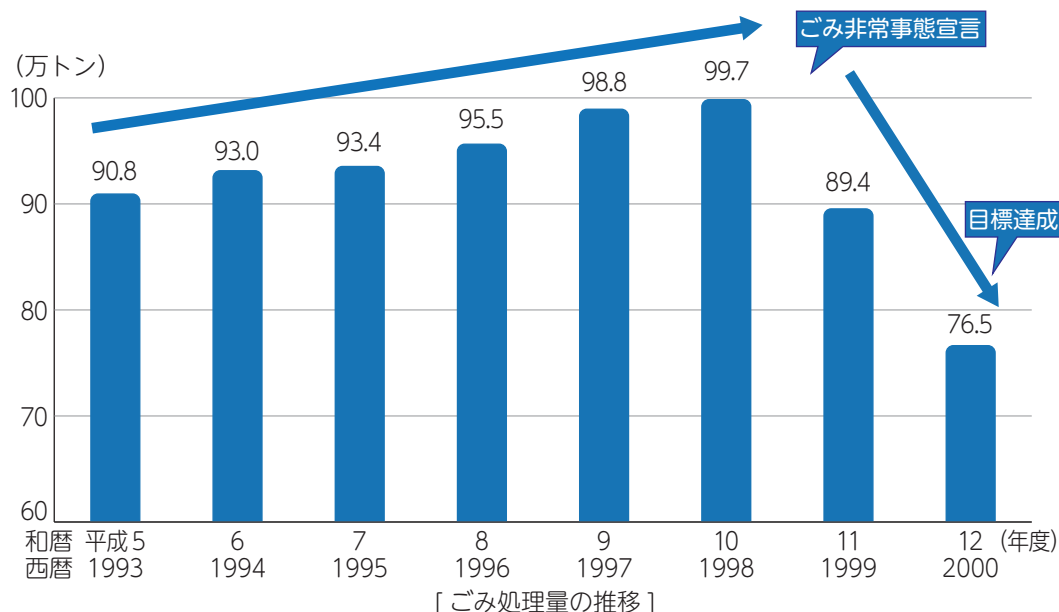


西1区埋立事業（藤前干潟）



市民・事業者との協働による徹底した分別・リサイクルの取り組み

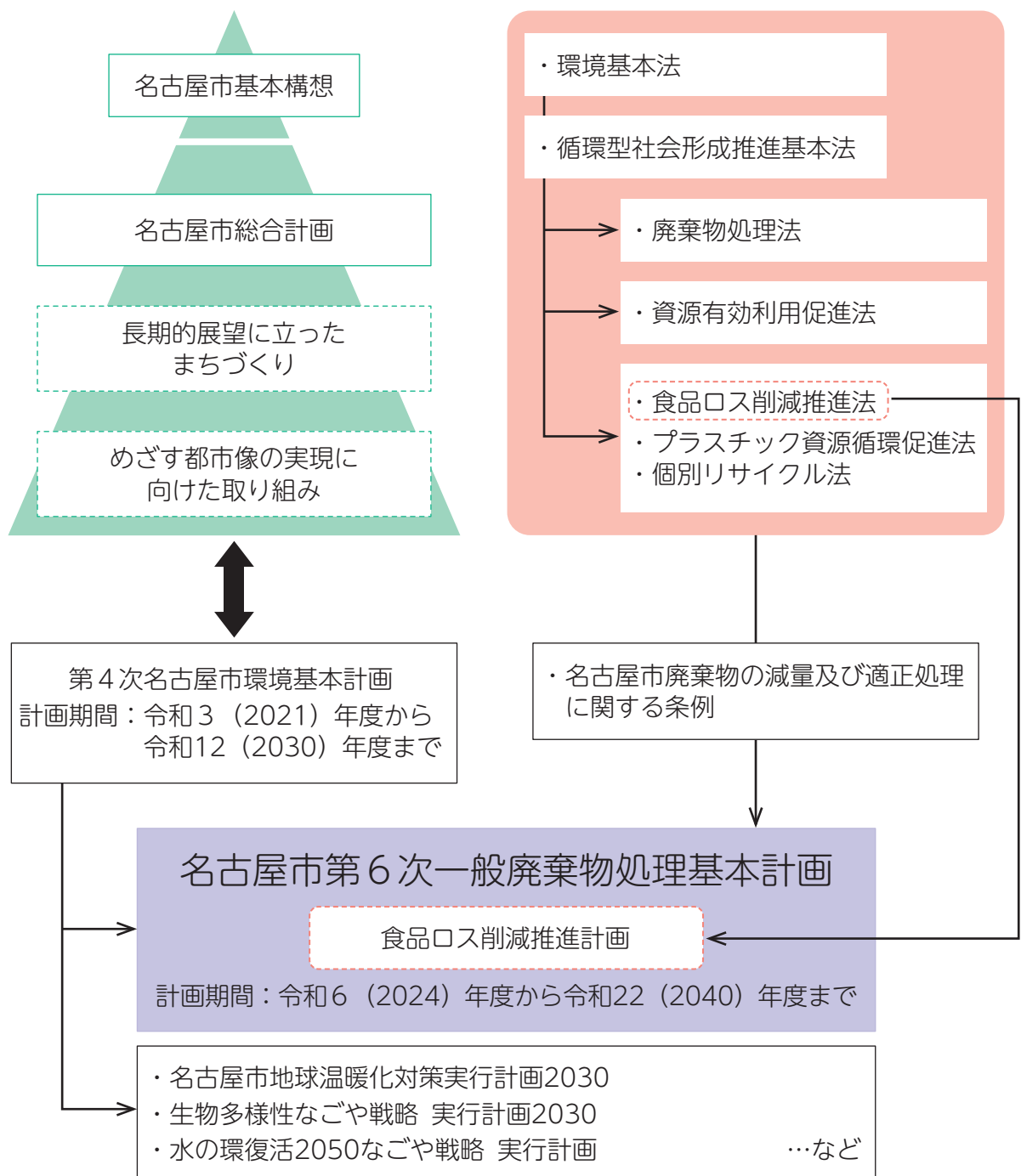
平成11（1999）年2月 「ごみ非常事態宣言」 トリプル20
20世紀中に20%、20万トンのごみ減量目標



2 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第6条第1項に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理について定める長期計画であり、「名古屋市総合計画」及び「名古屋市環境基本計画」を上位計画とし、これらの計画との整合を図りながら総合的・一体的推進を目指します。

また、「食品ロス削減推進法」に規定する「市町村食品ロス削減推進計画」を本計画に内包して策定します。



コラム

第4次名古屋市環境基本計画

本市では、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に進めるため、令和3（2021）年9月に、持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえ、「第4次名古屋市環境基本計画」を策定しました。

循環型都市の実現に向けた施策については、施策Ⅲ「廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、適正処理を推進する」に位置づけられています。



コラム

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsとは、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12（2030）年までの世界目標のことで、貧困やジェンダー平等、気候変動、エネルギー、経済成長など環境・経済・社会に関する17の世界共通の目標と169のターゲットが設定されています。

本市では、令和元（2019）年7月にSDGs達成に向けた取り組みを先導的に進めていく「SDGs未来都市」に選定され、「名古屋市SDGs未来都市計画」に基づき、取り組みを進めています。その取り組みの一つに、ごみ・資源の発生抑制、分別・リサイクルなどの3Rの推進を掲げており、本計画においてもSDGsの理念を踏まえ、循環型都市の実現に向けた施策を推進していきます。



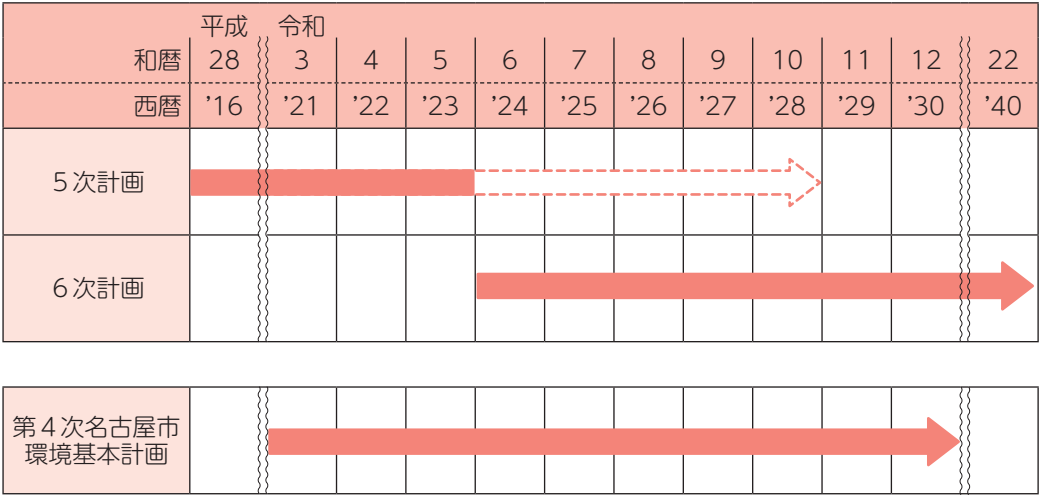
出典：国際連合広報センターウェブサイト

3

計画期間

計画期間は、令和 6（2024）年度から令和22（2040）年度までの17年間とします。

なお、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、社会経済の状況やごみ量・質の変化、ごみ処理・資源化の技術革新等に適切に対応するため、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。



4 計画の構成

本計画は、以下のように本章を含む全6章から構成しています。

第1章 (P2～)

計画の策定にあたって

第2章 (P8～)

本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況と課題

第3章 (P14～)

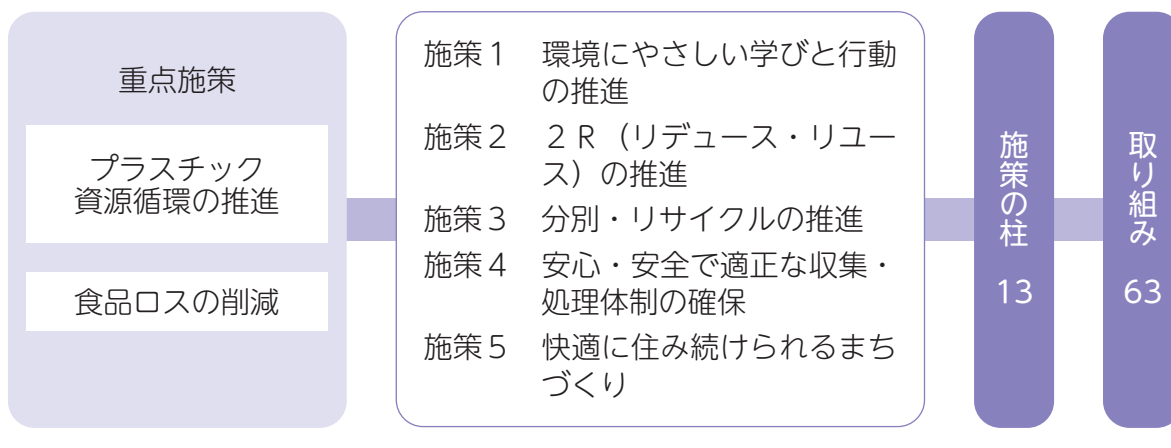
本市のごみ処理・資源化の現状

第4章 計画の基本理念と目標値 (P32～)

パートナーシップで支え合う
持続可能な循環型都市なごやをめざします

「協働」	「資源循環」	「安心」	「地球にやさしく」		
パートナーシップで 支え合う	3Rが定着し、資源が 循環している	だれもが困ること なく、安心して 住み続けられる	環境負荷が少なく、 地球と共生している		
4 質の高い教育を みんなに 8 豊かで持続可能な 未来のために 9 産業と雇用を 育むために 12 つくばる 消費のために 17 パートナリ シップで持続可能な 未来を	2 持続可能な エネルギーを みんなに 4 質の高い教育を みんなに 7 つくばる エネルギーを みんなに 11 持続可能な 都市を つくるために 12 つくばる 消費のために 13 気候変動に 対応するために 17 パートナリ シップで持続可能な 未来を	3 つくばる 健康な生活を みんなに 4 質の高い教育を みんなに 10 公平で 包摂的な社会を つくるために 11 持続可能な 都市を つくるために 12 つくばる 消費のために	4 質の高い教育を みんなに 7 つくばる エネルギーを みんなに 11 持続可能な 都市を つくるために 12 つくばる 消費のために 13 気候変動に 対応するために 14 海の豊かさ を増やすために 15 陸の豊かさ を増やすために		
目標値	総排出量	資源分別量	ごみ処理量	埋立量	品目別の 発生抑制・資源分別率

第5章 「持続可能な循環型都市」の実現に向けた施策の展開 (P38～)



第6章 計画の推進に向けて (P80～)